

日本材料学会関西支部優秀発表支部長賞規程

- 第1条 日本材料学会関西支部は、日本材料学会関西支部優秀発表支部長賞（英文名、JSMS Kansai Branch President Presentation Award、以下本賞という）を設け、本規程によって授賞する。
- 第2条 本賞は、日本材料学会関西支部主催のシンポジウム等において、若手研究者による口頭発表またはポスター発表の中から優秀なものに対して授与する。
- 第3条 本賞は賞状とし副賞を設けることができる。
- 第4条 審査 シンポジウム参加者による投票結果を基に、シンポジウム担当常議員と庶務幹事が協議して受賞者を選定し、支部長に答申する。支部長は答申より授賞の可否を決定する。
- 第5条 表彰 授賞式は当該シンポジウムの期間中に行う。
- 第6条 審査結果 審査結果は当該シンポジウム担当常議員から関西支部常議員会に報告され、承認が得られた後に関西支部の公式記録として公表される。
- 第7条 本規程は常議員会の議を経て変更することができる。

（制定及び改正の経過）

平成19年11月5日制定（「日本材料学会支部ポスター支部長賞規程」として）

平成22年4月15日改正

令和3年2月22日改正（本規程に名称を変更）